

# 和歌山地方最低賃金審議会（第4回）資料目次

- 1 和歌山県最低賃金の改正決定について（答申）  
(和歌山地方最低賃金審議会 会長)
- 2 和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示
- 3 和歌山県最低賃金答申に対する異議申出について  
(一般社団法人和歌山県タクシー協会)
  - 3-1 令和2年度和歌山県最低賃金の改定に対する異議申出書
  - 3-2 地域別最低賃金額の改定の要望について
- 4 和歌山県最低賃金答申に対する異議申出について  
(和歌山県地方労働組合評議会)
  - 4-1 「和歌山県最低賃金の改正決定に係る和歌山地方最低賃金審議会の意見」に対する異議申し出について
  - 4-2 最低賃金の改正決定に係る意見陳述書  
(和歌山県地方労働組合評議会)  
(わかやま市民生協労働組合)  
(和歌山県医療労働組合連合会)
- 5 和歌山県特定最低賃金の決定等の必要性の有無について（報告）
- 6 令和元年度 和歌山地方最低賃金審議会 審議経過（特定最低賃金）
- 7 効力発生予定日一覧表（特定最低賃金の場合）
- 8 和歌山県百貨店・総合スーパー最低賃金の金額改正に関する意向表明書

写

資料 No. 1

令和2年8月5日

和歌山労働局長  
池田真澄 殿

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 富山信



和歌山県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和2年7月1日付け和労発基第0701第1号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達した  
ので答申する。

別紙

和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 831 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

## 和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示

## 和歌山労働局一般公示第7号

令和2年8月5日和歌山地方最低賃金審議会から和歌山県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、和歌山県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき、令和2年8月20日までに和歌山労働局長あて(和歌山市黒田二丁目3番3号)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和2年8月5日

和歌山労働局長 池田 真澄

記

## 和歌山県最低賃金の改正決定に係る和歌山地方最低賃金審議会の意見の要旨

和歌山県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
和歌山県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間831円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

和夕協第75号  
令和2年8月12日

和歌山労働局長  
池田 真澄 殿

一般社団法人和歌山県タクシー協会  
会長 川村昌

### 令和2年度和歌山県最低賃金の改定に対する異議申出書

謹啓 平素は何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、令和2年8月5日、和歌山地方最低賃金審議会から貴職に答申されました和歌山県最低賃金について、以下のとおり異議を申し出致します。

#### 記

この度の答申によりますと、現行時間額 830円から 831円に引き上げることが適當であるとする旨の答申であります。和歌山県における最低賃金につきましては、毎年大幅な引き上げが行われてきており、本年もまたそれ以上に引き上げ改定が行われる事は、和歌山県タクシー事業における賃金の支払能力を全く無視したものであり、誠に遺憾であると言わざるを得ません。もとより賃金の引き上げが実現し、和歌山県の経済が活性化することは、当タクシー業界としても強く願望するところでありますが、賃金の引き上げは生産性が向上して初めて可能であり、決して先行するものではないと考えます。

加えて、この度の新型コロナウイルス感染症による影響は、タクシー業界においては極めて深刻であり、観光客の激減、各種イベント等の中止、外出の自粛要請などにより、タクシーの輸送人員、営業収入が激減すると言う甚大な影響を受けております。

こうした状況下での最低賃金引き上げは、事業経営に多大な影響を及ぼし、倒産の危機に瀕する事業者も出てきています。

つきましては、タクシー業界の実情をご理解賜り、この度の最低賃金の引き上げについて再考をお願いしたく、最低賃金法第12条の規定に基づき異議を申し出るものであります。



和タ協第65号  
令和2年7月15日

和歌山地方最低賃金審議会  
会長殿

一般社団法人和歌山県タクシー協会  
会長 川村昌彦

### 地域別最低賃金額の改定の要望について

平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルスによる影響は、タクシー事業におきましても極めて深刻であり、特に観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などにより、タクシーによる輸送人員、営業収入が激減するという甚大な影響を受けております。

特に多くの事業者において、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こしていて、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況であり、地域公共交通機関であるタクシー事業経営の基盤をゆるがしかねない惨憺たる結果を招いております。

事態の収束が見通せない中で、タクシー事業者はこうした状況の下、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続要請を受けて日夜必死に努力を続けております。

つきましては、貴会におかれましてはタクシー業界の現状にご理解を賜り、今年度の地域別最低賃金額改定を見送るか、あるいは、猶予措置を設けて頂くなどの措置を講じて頂きますように、強く要望いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2020年8月18日

和歌山労働局長  
池田真澄様

和歌山県地方労働組合評議長 琴浦龍

2020年8月5日付

「和歌山県最低賃金の改定決定に係る和歌山地方最低賃金審議会の意見」  
に対する異議申し出について

標記の件につき、下記の理由から異議があるので申し出ます。

記

1. 7月27日に開催された和歌山地方最低賃金審議会において私たちは、「時間額1500円を展望し、今すぐ1000円以上に引き上げること」、および「最低賃金の引き上げを円滑に実施するために、中小零細事業者を積極的に支援する施策を緊急に実施するよう、関係機関に要請すること」の実現を求めて意見を述べさせていただきました。また、合わせて同審議会会長あてに同趣旨の署名2,853筆を提出しました。また、他にも労働者側から2人、使用者側から1人の意見陳述も行われました。

しかし8月5日付で示された同審議会の意見(要旨)では、これらの意見についてどのように検討され、どのような主旨から831円(現行金額よりプラス1円)という答申になったのか、残念ながら伺い知ることはできません。このような結論になったことについて審議会としての何らかの見解もしくはメッセージを示すべきであると考えます。

2. 今回の「コロナ禍」によって、最低賃金ぎりぎりで働く労働者の窮状が明らかになっています。「勤務シフトを一方的に削減された」「休業補償を支払ってもらえない」「完全歩合制で最低賃金さえ支払われない」「事業所存続の危機」など、私たちのもとには昨年同時期を倍加する相談が寄せられています。コロナ感染に向き合い、命やくらしを支えている多くの労働者が低賃金に置かれています。「雇用か賃金か」の選択ではなく、「雇用を守り賃金も大幅に引き上げることこそ重要です。時間給プラス1円ではまったく足りません。再考を求めます。

3. 昨年10月から消費税が10%に引き上げられました。消費者の負担増もさることながら、実際に納税する中小零細事業者の方の負担も相当大きなものがあります。食料品や水道光熱費、医療・福祉、教育費などにもすべからく課税する、世界に類を見ない日本の消費税。コロナによる減免も検討されていません。結果として大企業が収益を上げるための手段として存在する消費税負担や地域別最低賃金制について、審議会で大いに論議し、国や関係機関に対して、中小零細事業者が、賃金引き上げが可能となる環境整備を求める見解を示すべきであると考えます。

以上の理由から、和歌山地方最低賃金審議会における和歌山県の最低賃金改定について再審議を求めます。

以上

和歌山地方の最低賃金を直ちに 1500 円  
以上に引き上げ、地域間格差の解消と  
中小零細事業者支援を求める請願

2020 年 8 月 18 日

署名数 455 筆

和歌山市湊通丁南 1 丁目 1-3 名城ビル 2 F

和歌山県地方労働組合評議会

合計署名筆数 3,308 筆

# 和歌山地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、 地域間格差の解消と中小零細事業者支援を求める要請

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 富山信彦様

## ■ 要請趣旨 ■

新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本経済は深刻な停滞に陥っています。この不況を克服するには、賃金を底上げし、内需を拡大することが必要です。最低賃金を大きく引き上げ、地域間格差を解消することが求められます。

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が年々広がり、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。それに至る過程として、和歌山地方の最低賃金を、今すぐ1500円以上に引き上げ、格差を是正することを政治の決断で実現する必要があります。これこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

そのためにも、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置が必要です。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備するよう、関係機関に要請することを求めます。

## ■ 要請項目 ■

1. 和歌山地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細事業者を積極的に支援する施策を緊急に実施するよう、関係機関に要請すること。

以上

氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]

\* この署名用紙は最低賃金審議会への要請以外の目的に利用されることはありません

【取扱団体】和歌山県地方労働組合評議会（和歌山県地評）

2020年7月17日

和歌山地方最低賃金審議会 御中

和歌山県地方労働組合評議会  
議長 琴浦龍彦

## 2020年和歌山地方最低賃金の審議にあたっての意見

### コロナ禍の経済危機だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げと、 中小企業支援策の抜本的改善・拡充を求める

2020年の和歌山地方最低賃金の審議にあたって、和歌山県地評として意見を申し上げます。

加藤厚生労働大臣は、6月26日の中央最低賃金審議会に対する質問の際、「雇用か賃金か、慎重な選択を求める」と雇用を守るために賃金を自肅すべきともとれる質問を行いました。この「雇用か賃金か」とする選択そのものが誤りであるという視点から意見を申し述べます。

#### 新型コロナウイルス感染拡大によって明らかになった社会の脆弱性

今回の新型コロナウイルス感染の拡大により、新自由主義の考えに立った大企業や株主の利益を最優先する「アベノミクス」の誤りが顕著に表れました。大企業がどれだけ潤っても、そのおこぼれは全く滴り落ちず、個人消費は一向に拡大しません。そこに消費税10%が大きくのしかかり、コロナ禍で「とどめを刺され兼ねない」状態となっているのではないかでしょうか。私たちのもとにも労働者から連日の相談、時には使用者の方からの相談も寄せられています。本当にたいへんな状況に陥っています。今こそお互いに力を合わせてこの困難を乗り越えていかなければならない時期に、給付金事業の「丸投げ・中抜き」や不要不急の外出による感染拡大を誘発する「Go To」キャンペーンなど、労働者や中小企業の窮状に全く向き合っていない政策に、国民の怒りの声が広がっています。

#### 経営と雇用を守るため、中小企業への積極的な財政支援を

2020年4月、中小企業団体が「引き上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感のある水準決定を」とする「最低賃金に関する要望」を公表しました。新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業は政府の対策である資金繰りや雇用での「支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力」されております。私たちはこのご努力に心から敬意を表するとともに、現況の経済危機を乗り越えるためにも、県内の中小企業のみなさんの経営努力に報いるためにも、政府による支援の強化を求めます。

こんな時だからこそ、中小企業への大胆な財政支出の実施、最低賃金の引き上げと雇用の安定、消費税率の引き下げなどによって格差を是正し、経済の循環を国民全体に広げることが、経済危機を回避し、持続的な経済発展への王道ではないでしょうか。

## 格差是正し最低賃金は全国一律に

昨年の最低賃金の改定で大阪府との最低賃金の格差がさらに広がり134円となりました。全国でワースト3の格差です。県内の商工団体の方々と懇談をしても、この格差は大きすぎて人がどんどん大都市に流出してしまう、と口々に述べられています。全国的に見ても格差を固定するランク制の廃止、全国一律最低賃金制の早期実現を求める首長や国會議員の声も大きくなってきています。

私たちの仲間が全国各地で最低生計費試算調査を実施しています。これによると、都市部でも地方でも、必要最低限の生活をするためには、おおむね1500円から1600円程度の時間給が必要であることが示されています。また、コロナ禍における雇用調整助成金は、日額の上限が15,000円に引き上げられました。しかもこれは全国一律の金額です。この程度の水準でなければ労働者の生活が守れないことに加え、企業の持ち出しを補償しなければ雇用の維持が困難になるということではないでしょうか。

のことからも、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制の実現は、暮らしを支えるための喫緊の課題であると考えます。

## いのちと暮らしをささえる労働者に希望を

新型コロナウイルス感染拡大で、最低賃金に近い賃金で働いている非正規労働者に大きなしづ寄せがおこっています。感染拡大を防ぎながら活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場では、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。これらの人々と産業を支え、日本経済の持続的発展と国民の健康を守るために、こんな時だからこそ最低賃金の引き上げが必要です。

以上の趣旨から、今年の最低賃金の審議にあたっては、

1. 時間額1500円を展望し、今すぐ1000円以上に引き上げること。
2. 「最低賃金の引き上げを円滑に実施するために、中小零細事業者を積極的に支援する施策を緊急に実施するよう、関係機関に要請すること。

を強く要請いたします。

以上

2020年7月17日

和歌山地方最低賃金審議会 御中

## 最賃の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度導入へ

わかやま市民生協労働組合  
鬼 束 保 代

今年の最低賃金改定審議にあたり、意見を申し上げます。

私たちパート労働者は、ほとんどが時給で働いています。その時給も最低賃金に張り付いて働いている人がほとんどです。家計を支える方が、両方正規や片方が正規の場合はまだしも、両方が非正規、又は一人で支えていて非正規の家庭も多く見られます。そういう非正規の方では、生きていくためにダブルワークやトリプルワークを余儀なくされている方もあると聞きます。

では、その方たちの生活実態はどうでしょうか？最低賃金で生活する試みをした体験者の記事を読みました。26人がトライして、黒字だったのは4人だけです。

「商品についている半額シールが、魔法のシール」「最賃体験が終わったら100円均一の回転寿司に行く！」「コンビニのスイーツも我慢している」「毎日でなく、たまのご褒美、それも安価のものでも我慢の対象」「ストレスを感じる生活を送らざるを得ない」というようなコメントが紹介されていました。

この試みをしたのが、お隣大阪府の方たちでした。最低賃金は、和歌山よりも大阪は、1時間当たり134円高いです。月にすると2万円以上の差があります。ではこの最低賃金生活を和歌山でするとどうなるのでしょうか？大阪でされていたよりも苦しい生活となることは、明らかです。全国どこで生活しても、約23万円から25万円かかるのは、各地域で行われた、最低生計費調査で明らかになっています。人間らしく生きていくためには、時給にして1500円の賃金がどうしても必要です。

特に今年はコロナ感染拡大で、景気が落ち込み、観光や飲食業で大きな影響が出ていると聞きます。最低賃金で働いているパートの方では、6割の休業補償をもらえても時間当たり498円。500円にも足りません。それが1日4時間では、1日当たり2000円未満です。毎日働けるわけではないので、生活することができません。

こんな時だからこそ、最低賃金を引き上げて消費を拡大して、和歌山で出して、和歌山で消費していく施策が必要と思われます。これを実現するために、和歌山の最低賃金を直ちに1500円に引き上げ、地域間の格差を無くし中小零細企業者への支援を国に求めていかないといけないと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

以上

2020年7月17日  
和歌山県医療労働組合連合会  
谷口 考平

新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本経済は深刻な痛手を受けています。和歌山県でも、緊急事態宣言が出された4月25日以降、飲食業や旅行業者での休業が相次ぎ、外国からの物資が届かなくなつた為に、製造業や建築業等といった、幅広い業種にまで影響が及んでいます。医療分野も同じく、病院への風評被害や感染を恐れて外来を控える方が増えた為に、今までに経験した事のない規模の赤字が発生し、このままでは資金ショートを起こしかねない状況まで起こってきています。私達日本医療労働組合連合会の調査によると、全国の3分の1の病院で夏のボーナスがカットされました。この不況を克服するには、市場の消費を活性化させる為に、最低賃金を大きく引き上げ、内需を拡大する事が必要です。

コロナの影響に加え、医療・介護現場では、看護師や介護職員の仕事の大変さ、給与面の問題により、慢性的に人手が不足しており、医療機関の経営悪化につながっています。日本医労連が行った看護師の労働実態調査では、「仕事を辞めたいと思う」と答えた人が、約74.9%にも上っています。また、看護師の初任給は地区によって約9万円もの格差があり、賃金の低い地域から都会へ人材が流出しているという実態があります。和歌山県でも同様の事が起こっており、例えば和歌山市や橋本市は大阪と隣接している為、より賃金の高い大阪へ人材が流出しています。最低賃金964円の大阪と830円の和歌山では、時給の差が134円もあり、同じ通勤圏でも、最低賃金の高い方が豊かに暮らせると、大阪に人材が流出し、それが和歌山での人手不足の大きな要因となっています。

介護分野も平均賃金が他産業と比べ8万円も安く、加えて重労働の為、若い世代の職員が定着せず、介護職員の高齢化が進んでいます。私の周りでも、介護福祉士の資格を取り、高齢者との関わりを通じて多くを学び、仕事にやりがいを感じていた反面、給与が安く、このままでは生活できないと他業種へ転職していった人が何人もいます。加えて介護事業所からは、コロナの影響でサービス利用者が減り、結果収入が約2割程度減少したという声が多く届きました。中には5割以上の減収や利用者数がのべ100人も減少したという事業所もあり、こうした減収による労働者の待遇悪化も人手不足に拍車をかけています。

憲法25条では全ての国民に、「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されていますが、日本の最低賃金の水準は低く、憲法が定めている最低限度の生活と大きくかけ離れています。全労連が行った「最低生計費資産調査」によると、健康で文化的な最低限度の生活を送るには、25歳の単身者で全国どこでも時給1400～1500円が必要であると証明されています。生活費は都会の方が高いというイメージはありますが、実際は住居費以外の生計費は、和歌山も東京も大差ありません。生計費原則に基づき、全ての人間に人間らしい生活を保障する全国一律最低賃金制度を実現する事が重要であると考えます。

コロナ禍で失業や生活困窮に陥る労働者が確実に広がり、市場の消費が冷え込んでいる今、「最低賃金の引き上げが地域経済を活性化させる」という方向へ世間の関心・期待も高まっています。貧困格差の是正は一歩も引くことはできません。これ以上地域間格差が広がらないよう、そして、経済と県民をこれ以上疲弊させないよう、和歌山県の最低賃金の大幅引き上げを強く求めます。

最後に、今まさに新型コロナの第2波に備えている医療・介護労働者に対し、審議会において力強いメッセージを発して頂くようお願いします。

令和 2 年 8 月 7 日

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 富山 信彦 殿

和歌山地方最低賃金審議会  
特別小委員会  
委員長 金川 めぐみ

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 2 年 7 月 27 日、和歌山地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議した結果、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定を審議することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 足立 聖子 金川 めぐみ 本田 壽秀

労働者代表委員 裏野 勝也 澤井 知博 濱地 正由

使用者代表委員 児玉 征也 野田 孝雄 原 康雄

（五十音順）

令和2年8月20日

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 富山 信彦 殿

和歌山地方最低賃金審議会  
特別小委員会  
委員長 金川 めぐみ

最低賃金の決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年8月5日、和歌山地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議した結果、和歌山県百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の決定について、全会一致に至らなかつたので必要性有りとするることはできないとの結論に達したことを報告する。なお、本件の審議に当たつた当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 足立 聖子 金川 めぐみ 本田 壽秀

労働者代表委員 裏野 勝也 澤井 知博 濱地 正由

使用者代表委員 児玉 征也 野田 孝雄 原 康雄

（五十音順）

## 令和元年度 和歌山地方最低賃金審議会 審議経過（特定最賃）

- 7月 19日（金） 改正決定の申出書受理（和歌山県鉄鋼業最低賃金）
- 7月 24日（水） 改正決定の申出書受理（和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金）
- 8月 1日（木） 17:00～ 第2回審議会（和歌山労働局）  
・産業別最賃の改正決定の必要性の諮問
- 8月 5日（月） 9:00～ 産業別最賃の改正決定の必要性に係る特別小委員会  
(改正決定の必要性有の委員会報告)
- 8月 21日（水） 9:00～ 第3回審議会（和歌山労働局）  
・産業別最賃の改正諮問  
・専門部会の設置
- 9月 30日（月） 18:00～ 第1回鉄鋼業専門部会（和歌山労働局）  
・部会長、部会長代理選出  
・運営規程確認
- 10月 7日（月） 16:00～ 第1回百貨店、総合ス専門部会（和歌山労働局）  
・部会長、部会長代理選出  
・運営規程確認
- 10月 8日（火） 13:00～ 第2回鉄鋼業専門部会（和歌山労働局）
- 10月 10日（木） 9:00～ 第2回百貨店、総合ス専門部会（和歌山労働局）
- 10月 11日（金） 14:00～ 第3回鉄鋼業専門部会（和歌山労働局）  
(921円→948円に改正 全会一致で結審し同日答申)
- 10月 15日（火） 18:00～ 第3回百貨店、総合ス専門部会（和歌山労働局）
- 10月 21日（月） 17:00～ 第4回百貨店、総合ス専門部会（和歌山労働局）  
(830円→850円に改正 全会一致で結審し同日答申)
- 10月 30日（水） 異議申出締切日（鉄鋼業）申出なし
- 11月 5日（火） 官報公示文送付（鉄鋼業）
- 11月 7日（木） 異議申出締切日（百貨店、総合スーパー）申出なし
- 11月 12日（月） 官報公示文送付（百貨店、総合スーパー）
- 11月 14日（木） 官報公示（鉄鋼業）指定日発効
- 11月 21日（木） 官報公示（百貨店、総合スーパー）指定日発効
- 12月 30日（日） 発効（百貨店、総合スーパー、鉄鋼業）

## 令和2年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和2年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール。

※12月1日(火)効力とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示し、指定日効力とする必要がある。

令和2年9月 令和2年10月

答申 (委員会公示) 15日 →	15日 異議申出 締切 →		3営業日 官報 公示 →		7営業日 官報 公示 →		30日 異議申出 締切 →		15日 異議申出 締切 →		30日 官報 公示 →		30日 官報 公示 →			
	9月1日 (火)	9月16日 (水)	9月23日 (水)	10月8日 (金)	11月1日 (日)	10月1日 (木)	10月16日 (金)	10月21日 (水)	10月30日 (金)	10月1日 (木)	10月16日 (金)	10月21日 (水)	10月30日 (金)	11月1日 (日)		
9月2日 (水)	9月7日 (木)	9月24日 (木)	10月9日 (月)	11月4日 (火)	10月2日 (金)	10月19日 (月)	10月22日 (木)	11月2日 (月)	12月2日 (水)	9月3日 (木)	9月18日 (金)	10月3日 (土)	10月22日 (木)	11月2日 (月)	12月2日 (水)	
9月4日 (金)	9月19日 (木)	9月25日 (金)	10月10日 (火)	11月5日 (木)	10月4日 (日)	10月19日 (月)	10月22日 (木)	11月2日 (月)	12月2日 (水)	9月5日 (土)	9月23日 (木)	9月28日 (火)	10月5日 (月)	10月20日 (火)	11月4日 (火)	
9月6日 (日)	9月20日 (木)	9月26日 (火)	10月11日 (木)	11月6日 (金)	10月6日 (火)	10月21日 (水)	10月26日 (月)	11月5日 (火)	12月4日 (金)	9月7日 (月)	9月23日 (木)	9月28日 (火)	10月7日 (火)	10月22日 (木)	11月5日 (木)	
9月8日 (火)	9月21日 (木)	9月27日 (木)	10月12日 (火)	11月7日 (火)	10月7日 (火)	10月23日 (火)	10月28日 (月)	11月6日 (火)	12月5日 (土)	9月9日 (水)	9月22日 (木)	9月29日 (火)	10月8日 (火)	10月23日 (火)	11月6日 (火)	12月6日 (日)
9月10日 (木)	9月25日 (金)	9月30日 (水)	10月9日 (金)	11月8日 (火)	10月10日 (火)	10月24日 (火)	10月29日 (月)	11月7日 (火)	12月9日 (水)	9月11日 (金)	9月28日 (火)	10月1日 (木)	10月12日 (火)	10月23日 (火)	10月28日 (火)	11月9日 (月)
9月12日 (土)	9月28日 (火)	10月1日 (木)	10月12日 (火)	11月11日 (火)	10月11日 (火)	10月24日 (火)	10月29日 (月)	10月23日 (火)	12月10日 (火)	9月13日 (日)	9月28日 (火)	10月1日 (木)	10月12日 (火)	10月23日 (火)	10月29日 (火)	11月10日 (火)
9月14日 (月)	9月29日 (火)	10月2日 (火)	10月13日 (火)	11月12日 (火)	10月12日 (火)	10月25日 (火)	10月30日 (月)	10月24日 (火)	12月10日 (火)	9月15日 (火)	9月30日 (火)	10月1日 (木)	10月12日 (火)	10月24日 (火)	10月30日 (火)	11月11日 (火)
9月16日 (水)	10月1日 (木)	10月6日 (火)	10月16日 (火)	11月11日 (火)	10月13日 (火)	10月26日 (火)	10月31日 (月)	10月25日 (火)	12月11日 (火)	9月17日 (木)	10月2日 (火)	10月7日 (火)	10月16日 (火)	10月27日 (火)	10月30日 (火)	11月12日 (火)
9月18日 (金)	10月2日 (火)	10月7日 (火)	10月16日 (火)	11月15日 (火)	10月14日 (火)	10月27日 (火)	10月31日 (月)	10月26日 (火)	12月12日 (火)	9月19日 (土)	10月8日 (火)	10月13日 (火)	10月21日 (火)	10月28日 (火)	10月31日 (火)	11月13日 (火)
9月20日 (日)	10月5日 (火)	10月10日 (火)	10月19日 (火)	11月14日 (火)	10月15日 (火)	10月28日 (火)	10月31日 (月)	10月27日 (火)	12月13日 (火)	9月21日 (月)	10月6日 (火)	10月11日 (火)	10月20日 (火)	10月27日 (火)	10月31日 (火)	11月14日 (火)
9月21日 (月)	10月5日 (火)	10月8日 (火)	10月19日 (火)	11月18日 (火)	10月18日 (火)	10月31日 (火)	10月30日 (月)	10月28日 (火)	12月14日 (火)	9月22日 (火)	10月7日 (火)	10月12日 (火)	10月21日 (火)	10月28日 (火)	10月31日 (火)	11月15日 (火)
9月23日 (水)	10月8日 (火)	10月13日 (火)	10月20日 (火)	11月15日 (火)	10月19日 (火)	10月31日 (火)	10月30日 (月)	10月29日 (火)	12月15日 (火)	9月24日 (木)	10月9日 (火)	10月14日 (火)	10月21日 (火)	10月28日 (火)	10月31日 (火)	11月16日 (火)
9月25日 (金)	10月12日 (火)	10月17日 (火)	10月24日 (火)	11月19日 (火)	10月21日 (火)	10月31日 (火)	10月30日 (月)	10月29日 (火)	12月16日 (火)	9月26日 (土)	10月12日 (火)	10月17日 (火)	10月24日 (火)	10月28日 (火)	10月31日 (火)	11月17日 (火)
9月27日 (日)	10月12日 (火)	10月17日 (火)	10月25日 (火)	11月20日 (火)	10月25日 (火)	10月31日 (火)	10月30日 (月)	10月29日 (火)	12月17日 (火)	9月28日 (月)	10月13日 (火)	10月18日 (火)	10月25日 (火)	10月28日 (火)	10月31日 (火)	11月18日 (火)
9月29日 (火)	10月13日 (火)	10月18日 (火)	10月26日 (火)	11月25日 (火)	10月26日 (火)	10月31日 (火)	10月30日 (月)	10月29日 (火)	12月18日 (火)	9月30日 (水)	10月13日 (火)	10月20日 (火)	10月27日 (火)	10月30日 (火)	10月31日 (火)	11月19日 (火)

論壇 No. 7



答申 要旨公示)	15日 一	異議申出 締切	3営業日 一	官報 持込	3営業日 一	官報 公示	30日 一	差効
11月1日 (日)	11月16日 (月)	11月19日 (木)	12月1日 (火)	12月31日 (木)	12月16日 (火)	12月21日 (月)	1月5日 (火)	2月4日 (木)
11月2日 (月)	11月17日 (火)	11月20日 (金)	12月2日 (水)	1月1日 (金)	12月17日 (木)	1月6日 (火)	2月5日 (金)	
11月3日 (火)	11月18日 (水)	11月24日 (火)	12月3日 (木)	1月2日 (土)	12月18日 (金)	1月7日 (水)	2月6日 (土)	
11月4日 (水)	11月19日 (木)	11月25日 (火)	12月4日 (金)	1月3日 (日)	12月21日 (月)	1月8日 (木)	2月7日 (日)	
11月5日 (木)	11月20日 (金)	11月26日 (木)	12月7日 (月)	1月6日 (火)	12月21日 (月)	1月8日 (火)	2月7日 (火)	
11月6日 (金)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	1月7日 (火)	12月21日 (月)	1月8日 (火)	2月7日 (火)	
11月7日 (土)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	1月7日 (火)	12月22日 (火)	1月8日 (火)	2月7日 (火)	
11月8日 (日)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	1月7日 (火)	12月25日 (金)	1月12日 (火)	2月11日 (木)	
11月9日 (月)	11月24日 (火)	11月27日 (金)	12月8日 (火)	1月7日 (火)	12月23日 (火)	1月12日 (火)	2月11日 (火)	
11月10日 (火)	11月25日 (水)	11月30日 (月)	12月9日 (水)	1月8日 (火)	12月24日 (木)	1月4日 (月)	1月14日 (火)	2月13日 (土)
11月11日 (水)	11月26日 (木)	12月1日 (火)	12月10日 (木)	1月9日 (土)	12月10日 (木)	1月5日 (火)	1月15日 (金)	2月14日 (日)
11月12日 (木)	11月27日 (火)	12月2日 (火)	12月11日 (金)	1月10日 (日)	12月11日 (金)	12月28日 (月)	1月6日 (火)	2月11日 (木)
11月13日 (金)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月14日 (月)	1月13日 (火)	12月13日 (日)	12月28日 (月)	1月6日 (火)	2月13日 (火)
11月14日 (土)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月14日 (月)	1月13日 (火)	12月14日 (月)	1月4日 (月)	1月7日 (火)	2月17日 (火)
11月15日 (日)	11月30日 (月)	12月3日 (木)	12月14日 (月)	1月13日 (火)	12月15日 (火)	1月4日 (月)	1月7日 (火)	2月17日 (火)
11月16日 (月)	12月1日 (火)	12月4日 (金)	12月15日 (火)	1月14日 (火)	12月16日 (火)	1月4日 (月)	1月7日 (火)	2月18日 (火)
11月17日 (火)	12月2日 (水)	12月7日 (火)	12月16日 (火)	1月15日 (金)	12月17日 (火)	1月4日 (月)	1月7日 (火)	2月18日 (火)
11月18日 (水)	12月3日 (木)	12月8日 (火)	12月17日 (火)	1月16日 (火)	12月18日 (火)	1月4日 (月)	1月7日 (火)	2月18日 (火)
11月19日 (木)	12月4日 (金)	12月9日 (火)	12月18日 (金)	1月17日 (日)	12月19日 (火)	1月4日 (月)	1月7日 (火)	2月18日 (火)
11月20日 (金)	12月7日 (火)	12月10日 (木)	12月21日 (月)	1月20日 (火)	12月20日 (火)	1月4日 (月)	1月7日 (火)	2月18日 (火)
11月21日 (土)	12月7日 (火)	12月10日 (木)	12月21日 (月)	1月20日 (火)	12月21日 (火)	1月5日 (火)	1月8日 (火)	2月18日 (火)
11月22日 (日)	12月7日 (火)	12月10日 (木)	12月21日 (月)	1月20日 (火)	12月22日 (火)	1月6日 (火)	1月12日 (火)	2月20日 (火)
11月23日 (月)	12月8日 (火)	12月11日 (金)	12月22日 (火)	1月21日 (火)	12月23日 (火)	1月7日 (火)	1月13日 (火)	2月21日 (火)
11月24日 (火)	12月9日 (水)	12月14日 (月)	12月23日 (火)	1月22日 (火)	12月24日 (火)	1月8日 (火)	1月14日 (火)	2月24日 (火)
11月25日 (水)	12月10日 (火)	12月15日 (火)	12月24日 (火)	1月23日 (火)	12月25日 (火)	1月12日 (火)	1月15日 (火)	2月25日 (火)
11月26日 (木)	12月11日 (金)	12月16日 (水)	12月25日 (金)	1月24日 (火)	12月26日 (火)	1月12日 (火)	1月15日 (火)	2月25日 (火)
11月27日 (金)	12月14日 (月)	12月17日 (火)	12月28日 (月)	1月27日 (火)	12月27日 (火)	1月12日 (火)	1月15日 (火)	2月25日 (火)
11月28日 (土)	12月14日 (月)	12月17日 (火)	12月28日 (月)	1月27日 (火)	12月29日 (火)	1月12日 (火)	1月15日 (火)	2月25日 (火)
11月29日 (日)	12月14日 (月)	12月17日 (火)	12月28日 (月)	1月27日 (火)	12月29日 (火)	1月13日 (火)	1月16日 (火)	2月26日 (火)
11月30日 (月)	12月15日 (火)	12月18日 (金)	1月4日 (月)	2月3日 (火)	12月30日 (火)	1月14日 (火)	1月19日 (火)	2月27日 (火)
					12月31日 (火)	1月15日 (火)	1月20日 (火)	2月1日 (月)
								3月3日 (火)

答申 要旨公示)	15日 一	異議申出 締切	3営業日 一	官報 持込	3営業日 一	官報 公示	30日 一	差効
12月1日 (火)	12月16日 (火)	12月19日 (火)	12月21日 (火)	12月21日 (火)	12月16日 (火)	12月21日 (火)	1月5日 (火)	2月4日 (木)
12月2日 (水)	12月20日 (火)	12月23日 (火)	12月24日 (火)	12月24日 (火)	12月21日 (火)	1月6日 (火)	2月5日 (金)	
12月3日 (木)	12月24日 (火)	12月25日 (火)	12月25日 (火)	12月25日 (火)	12月23日 (火)	1月7日 (火)	2月6日 (土)	
12月4日 (金)	12月25日 (火)	12月26日 (火)	12月26日 (火)	12月26日 (火)	12月24日 (火)	1月8日 (火)	2月7日 (日)	
12月5日 (土)	12月26日 (火)	12月27日 (火)	12月27日 (火)	12月27日 (火)	12月25日 (火)	1月9日 (火)	2月7日 (火)	
12月6日 (日)	12月27日 (火)	12月28日 (火)	12月28日 (火)	12月28日 (火)	12月26日 (火)	1月10日 (火)	2月7日 (火)	
12月7日 (月)	12月28日 (火)	12月29日 (火)	12月29日 (火)	12月29日 (火)	12月27日 (火)	1月11日 (火)	2月7日 (火)	
12月8日 (火)	12月29日 (火)	12月30日 (火)	12月30日 (火)	12月30日 (火)	12月28日 (火)	1月12日 (火)	2月7日 (火)	
12月9日 (水)	12月30日 (火)	12月31日 (火)	12月31日 (火)	12月31日 (火)	12月29日 (火)	1月13日 (火)	2月7日 (火)	
12月10日 (木)	12月31日 (火)	1月1日 (火)	1月1日 (火)	1月1日 (火)	1月29日 (火)	1月14日 (火)	1月19日 (火)	2月18日 (火)
12月11日 (金)	1月1日 (火)	1月2日 (火)	1月2日 (火)	1月2日 (火)	1月30日 (火)	1月15日 (火)	1月20日 (火)	2月19日 (火)
12月12日 (土)	1月2日 (火)	1月3日 (火)	1月3日 (火)	1月3日 (火)	1月31日 (火)	1月16日 (火)	1月21日 (火)	2月20日 (火)
12月13日 (日)	1月3日 (火)	1月4日 (火)	1月4日 (火)	1月4日 (火)	1月1日 (火)	1月17日 (火)	1月22日 (火)	2月21日 (火)
12月14日 (月)	1月4日 (火)	1月5日 (火)	1月5日 (火)	1月5日 (火)	1月2日 (火)	1月18日 (火)	1月23日 (火)	2月22日 (火)
12月15日 (火)	1月5日 (火)	1月6日 (火)	1月6日 (火)	1月6日 (火)	1月3日 (火)	1月19日 (火)	1月24日 (火)	2月24日 (火)
12月16日 (水)	1月6日 (火)	1月7日 (火)	1月7日 (火)	1月7日 (火)	1月4日 (火)	1月20日 (火)	1月25日 (火)	2月25日 (火)
12月17日 (木)	1月7日 (火)	1月8日 (火)	1月8日 (火)	1月8日 (火)	1月5日 (火)	1月21日 (火)	1月26日 (火)	2月25日 (火)
12月18日 (金)	1月8日 (火)	1月9日 (火)	1月9日 (火)	1月9日 (火)	1月6日 (火)	1月22日 (火)	1月27日 (火)	2月25日 (火)
12月19日 (土)	1月9日 (火)	1月10日 (火)	1月10日 (火)	1月10日 (火)	1月7日 (火)	1月23日 (火)	1月28日 (火)	2月25日 (火)
12月20日 (日)	1月10日 (火)	1月11日 (火)	1月11日 (火)	1月11日 (火)	1月8日 (火)	1月24日 (火)	1月29日 (火)	2月25日 (火)
12月21日 (月)	1月11日 (火)	1月12日 (火)	1月12日 (火)	1月12日 (火)	1月9日 (火)	1月25日 (火)	1月30日 (火)	2月25日 (火)
12月22日 (火)	1月12日 (火)	1月13日 (火)	1月13日 (火)	1月13日 (火)	1月10日 (火)	1月26日 (火)	1月31日 (火)	2月25日 (火)
12月23日 (水)	1月13日 (火)	1月14日 (火)	1月14日 (火)	1月14日 (火)	1月11日 (火)	1月27日 (火)	1月31日 (火)	2月25日 (火)
12月24日 (木)	1月14日 (火)	1月15日 (火)	1月15日 (火)	1月15日 (火)	1月12日 (火)	1月28日 (火)	1月31日 (火)	2月25日 (火)
12月25日 (金)	1月15日 (火)	1月16日 (火)	1月16日 (火)	1月16日 (火)	1月13日 (火)	1月29日 (火)	1月31日 (火)	2月25日 (火)
12月26日 (土)	1月16日 (火)	1月17日 (火)	1月17日 (火)	1月17日 (火)	1月14日 (火)	1月30日 (火)	1月31日 (火)	2月25日 (火)
12月27日 (日)	1月17日 (火)	1月18日 (火)	1月18日 (火)	1月18日 (火)	1月15日 (火)	1月31日 (火)	1月31日 (火)	2月25日 (火)
12月28日 (月)	1月18日 (火)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	1月19日 (火)	1月16日 (火)	1月31日 (火)	1月31日 (火)	2月25日 (火)
12月29日 (火)	1月19日 (火)	1月20日 (火)	1月20日 (火)	1月20日 (火)	1月17日 (火)	1月31日 (火)	1月31日 (火)	2月25日 (火)
12月30日 (水)	1月20日 (火)	1月21日 (火)	1月21日 (火)	1月21日 (火)	1月18日 (火)	1月31日 (火)	1月31日 (火)	2月25日 (火)
12月31日 (木)	1月21日 (火)	1月22日 (火)	1月22日 (火)	1月22日 (火)	1月19日 (火)	1月31日 (火)	1月31日 (火)	2月25日 (火)

2020年8月20日

和歌山労働局 局長 殿

和歌山市畠屋敷中ノ丁5番地  
 和歌山県小売最賃会議  
 議長 田中博

## 和歌山県百貨店・総合スーパー最低賃金の金額改正に関する意向表明書

我々は、最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店・総合スーパー最低賃金の金額改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

## 1. 特定最低賃金改正の件名

和歌山県百貨店、総合スーパー業最低賃金

## 2. 申し出理由

和歌山県内の百貨店・総合スーパー業においては、和歌山県内における同業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出こととしている。

## 3. 申出時期

2020年9月中旬頃

## 4. 改正の申し出を予定している代表者

和歌山県小売最賃会議  
 議長 田中博景

## 5. 和歌山県小売最賃会議構成組織について

## (1) イオングループ

イオングループ労連イオングループ

住 所：千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 イオンタワー11F

電 話：043-212-6207

代表者：永島 智子

(イオングループ労連イオングループユニオン近畿グループ)

住 所：大阪府大阪市福島区海老江 1-1-23 電話 06-6457-6129

代表者：田口 健治



(2) イズミヤ労働組合

住 所：大阪府大阪市西成区花園南 1-4-4

電 話：電話 06-6659-3342

代表者：岸本 大介

(3) オークワ労働組合

住 所：和歌山県和歌山市中島 185-3

電 話：073-433-9887

代表者：田中 博景

(4) 近鉄商業労連近鉄百貨店労働組合

住 所：大阪府阿倍野区阿倍野筋 2-2-1 近鉄南駐車場ビル 1F

電 話：06-6624-0463

代表者：原田 正之

以 上